

訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書

商号又は名称
所在地
代表者の役職名・氏名

年 月 日提出

1. 訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況

番号	訴訟又は調停の当事者となった場合			訴訟又は調停が終了した場合		
	相手方の氏名又は名称 及び住所	訴訟の提起又は 調停の申立て 年月日	管轄裁判所名	事件の内容	訴訟又は調停の 終結年月日	判決又は和解の内容

（記載上の注意）

- 訴訟又は調停（商品先物取引業者又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあつては、商品先物取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となった場合及び当該訴訟又は調停が終了した場合に記載すること。
- 訴訟又は調停の開始期に記載し、各年度ごとに「年度-案件番号」のように番号を付与すること。また、同一顧客等（顧客の親族及び顧客の代理人を含む。）に関わる訴訟又は調停については、同一番号で記載すること。
- 「事件の内容」については、無断売買、仕切拒否等の内容を簡潔かつ具体的に記載すること。
- 「判決又は和解の内容」については、「判決又は和解の内容を具体的に記載すること。」
- 和解期間（判決又は和解の申立ての日から今回許可（更新）申請日までとする。ただし、第117条第1項第2号の報告書の場合は、報告の対象となる月において継続中の訴訟又は調停を記載すること。
- 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者は、その委託を行った商品先物取引仲介業者の商品先物取引仲介業に関する「訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況」についての報告書」を提出する。提出に当たっては、商品先物取引業者に係る「訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況」については別紙に記載すること。

● 日本郵政省が郵上問題で、近分郵政の改良を

[illegible]

新華書店

- 一、關於海運保險問題。海運保險之法律關係，係指保險人與被保險人，就海上運輸之貨物，因意外事故而發生損害時，由保險人負賠償責任之契約。其法律關係之成立，須具備下列要件：
- （一）保險標的：指海上運輸之貨物。其種類不限，但以具有經濟價值之物為限。
- （二）保險利益：指被保險人對保險標的具有法律上之利益。其利益之範圍，應以實際損失為限。
- （三）保險契約：指保險人與被保險人，就保險標的及保險利益，達成合意之契約。其契約之成立，須具備下列要件：
- （一）合意：指保險人與被保險人，就保險標的及保險利益，達成合意。
- （二）對價：指被保險人向保險人支付保險費，保險人向被保險人支付保險金。
- （三）告知：指被保險人向保險人告知保險標的及保險利益之真實情況。
- （四）危險：指保險標的在海上運輸過程中，發生意外事故而發生損害之危險。
- （五）賠償：指保險人向被保險人支付保險金，以彌補其損失。
- 二、關於海運保險之法律關係，應注意下列事項：
- （一）保險契約之成立，須具備合意、對價、告知、危險、賠償等要件。
- （二）保險契約之效力，應以保險標的及保險利益之真實情況為準。
- （三）保險契約之履行，應以保險人向被保險人支付保險金為準。
- （四）保險契約之終止，應以保險人與被保險人達成合意為準。
- （五）保險契約之變更，應以保險人與被保險人達成合意為準。
- （六）保險契約之解除，應以保險人與被保險人達成合意為準。
- （七）保險契約之轉讓，應以保險人與被保險人達成合意為準。
- （八）保險契約之繼承，應以保險人與被保險人達成合意為準。
- （九）保險契約之遺贈，應以保險人與被保險人達成合意為準。
- （十）保險契約之其他事項，應以保險人與被保險人達成合意為準。